

板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱

(平成12年3月27日区長決定)

(平成25年3月28日区長決定)

(平成29年3月23日区長決定)

(令和3年2月26日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、私立幼稚園における預かり保育事業の一層の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「預かり保育」とは、保護者の要望により幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で、園児を保育することをいう。

(補助)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、区内に所在する私立幼稚園で、預かり保育事業を行う園の設置者に対し、当該事業にかかる維持管理運営経費の一部を補助する。

- 2 補助対象となる私立幼稚園は、通常の幼稚園教育実施期間中において、年間を通して事業を行い、かつ30日以上の子供受け入れ実績がある園とする。ただし、板橋区一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱に基づき、当該事業に係る維持管理運営経費について補助金の交付を受ける場合は対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において教育長が決定する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする設置者は、3月31日(ただしその日が土曜日又は日曜日にあたる場合はその直前金曜日)までに交付申請書(別記第1号様式)に当該年度の事業状況報告書(別記第2号様式)を添えて、区長に申請するものとする。

- 2 第3条に規定する補助対象経費のうち、開設準備経費に係る補助金を受けようとする設置者は、前項に規定する交付申請書に預かり保育事業開設準備経費補助金事業計画書(別記第2号様式の2)を添えて、区長に申請するものとする。

(補助金の交付決定および通知)

第6条 区長は、交付申請があったときは、関係書類を審査のうえ、補助金を交付すべきか否かを決定するものとする。

- 2 前条において、区長が補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(別記第3号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

- 3 区長は、補助金の交付決定に際し、条件を付けることができる。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた設置者は、区長に請求書(別記第4号様式)を提出

しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

第8条

(変更交付申請および変更交付決定)

第9条 第5条の規定により補助金の交付をした後、事業状況に変更が生じたときは、変更交付申請書(別記第5号様式)に変更後の事業状況報告書(別記第2号様式)を添えて、区長に申請するものとする。ただし、変更交付申請は、当該年度内に行うものとする。

- 2 区長は、前項の変更交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付を決定したときは、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、区が指定する日までに事業実績報告書(別記第7号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 設置者は、開設準備経費に係る事業が完了したときは、区が指定する日までに預かり保育事業開設準備経費補助金実績報告書(別記第8号様式)に係る書類を添えて区長に提出するものとする。
- 3 区長は、前2項の実績報告書を審査し、補助金額を確定するとともに確定通知書(別記第9号様式)により設置者に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の審査の結果適当でないとき認めるときは、既に交付された補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(設置者の努力義務)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、預かり保育の一層の充実を図るよう努めなければならない。

(交付決定の取り消し・返還)

第11条 区長は、設置者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前号までに掲げるほか、区長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その返還を当該設置者に命じることができる。

(調査)

第12条 区長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、設置者から報告を求め、

又は自ら調査を実施することができる。

(関係書類の保管)

第13条 補助金の交付の決定を受けた設置者は、補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他の事項)

第14条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成25年3月28日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

付則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行し、同日より適用する。

付則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

{ 園 名
設置者住所
設置者氏名
電 話

年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金申請書

年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金について、下記のとおり交付されるよう、板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、事業状況報告書を添えて申請します。

記

交付申請金額 ¥

年度預かり保育事業状況報告書

【実施時間】

実施曜日	開始時間	終了時間	備考
月	：	：	
火	：	：	
水	：	：	
木	：	：	
金	：	：	
土	：	：	

【長期休業期における実施】

有（春・夏・冬） ・ 無

【預かり保育保護者負担額】

_____円 / 月・日・時間 その他（ _____ ）代 _____円

【教職員の措置状況】

幼稚園教諭 _____人（左のうち預かり保育専任 _____人）
 保 育 士 _____人（左のうち預かり保育専任 _____人）
 その他（無資格） _____人（左のうち預かり保育専任 _____人）

【利用者数実績】

	園児受入日数	延べ利用者数	実利用者数
4月	_____日	延べ _____人	_____人
5月	_____日	延べ _____人	_____人
6月	_____日	延べ _____人	_____人
7月	_____日	延べ _____人	_____人
8月	_____日	延べ _____人	_____人
9月	_____日	延べ _____人	_____人
10月	_____日	延べ _____人	_____人
11月	_____日	延べ _____人	_____人
12月	_____日	延べ _____人	_____人
1月	_____日	延べ _____人	_____人
2月	_____日	延べ _____人	_____人
3月	_____日	延べ _____人	_____人
合 計	_____日	延べ _____人	_____人

（実利用者数の合計欄は、年間の実利用者数を記入してください。）

年度預かり保育事業開設準備経費補助金事業計画書

年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金のうち、開設準備経費に係る事業分について、下記の計画に基づき実施します。

No.	事業名及び事業内容	予算額
	合 計	

園 名

設置者住所

設置者氏名

東京都板橋区長

年度私立幼稚園預かり保育推進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園預かり保育推進補助金について、下記により交付します。

記

1 交付金額

¥

2 補助金交付の条件

- (1) 設置者は、預かり保育事業について、保護者へ十分な周知を行うとともに、保育時間等において、預かり保育事業の一層の充実を図るよう努めなければならない。
- (2) 本職は、必要に応じて預かり保育の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。補助金の額を確定した後においても同様とする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ (2)の調査又は報告に協力しなかったとき。
- (4) 補助金の返還を命じられた場合においては、補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (5) 補助金の返還を命じられた場合において、指定する期日までに当該返還金を納付しなかったときは、納付期日の翌日から計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 申請の撤回

この交付決定又は交付条件に異議のあるときは、この交付決定通知を受理した日から10日以内に申請を撤回することができる。

第4号様式

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

園 名

設置者住所

設置者氏名

電 話

年度 板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金請求書

年 月 日付 板教学第 号の で交付決定のあった 年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金を下記により請求します。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(宛先) 東京都板橋区長

{ 園 名
設置者住所
設置者氏名
電 話

年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金変更交付申請書

年度板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金について、下記のとおり交付変更されるよう、板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、事業状況報告書を添えて申請します。

記

変更交付申請金額	¥ _____
既 決 定 額	¥ _____
増 (△ 減) 額	¥ _____

園 名
設置者住所
設置者氏名

東京都板橋区長

年度私立幼稚園預かり保育推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で交付決定した 年度私立幼稚園預かり保育推進補助金について、年 月 日付で変更交付申請あったので審査した結果適当と認められるので、下記により変更して交付します。

記

1 交付金額

変更交付決定金額	¥
既 決 定 額	¥
増 (△) 減 額	¥

2 補助金交付の条件

- (1) 設置者は、預かり保育事業について、保護者へ十分な周知を行うとともに、保育時間等において、預かり保育事業の一層の充実を図るよう努めなければならない。
- (2) 本職は、必要に応じて預かり保育の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、この変更交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。補助金の額を確定した後においても同様とする。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ (2)の調査又は報告に協力しなかったとき。
- (4) 補助金の返還を命じられた場合においては、補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (5) 補助金の返還を命じられた場合において、指定する期日までに当該返還金を納付しなかったときは、納付期日の翌日から計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 申請の撤回

この変更交付決定又は交付条件に異議のあるときは、この変更交付決定通知を受理した日から10日以内に申請を撤回することができる。

第7号様式

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

園 名
設置者住所
設置者氏名
電 話

年度預かり保育事業実績報告書

【実施時間】

実施曜日	開始時間	終了時間	備考
月	:	:	
火	:	:	
水	:	:	
木	:	:	
金	:	:	
土	:	:	

【長期休業期における実施】

有 (春・夏・冬) ・ 無

【利用者数実績】

	園児受入日数	延べ利用者数	実利用者数
4月	日	延べ 人	人
5月	日	延べ 人	人
6月	日	延べ 人	人
7月	日	延べ 人	人
8月	日	延べ 人	人
9月	日	延べ 人	人
10月	日	延べ 人	人
11月	日	延べ 人	人
12月	日	延べ 人	人
1月	日	延べ 人	人
2月	日	延べ 人	人
3月	日	延べ 人	人
合計	日	延べ 人	人

(実利用者数の合計欄は、年間の実利用者数を記入してください。)

第8号様式

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

園 名
設置者住所
設置者氏名
電 話

年度預かり保育事業開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日付 板教学第 号の で交付決定を受けた私立幼稚園預かり保育推進補助金のうち、開設準備経費に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

No.	事業名及び事業内容	決算額
合 計		

第9号様式

事 案 番 号
年 月 日

園 名

設置者住所

設置者氏名

東京都板橋区長

年度私立幼稚園預かり保育推進補助金確定通知書

年 月 日付 年度私立幼稚園預かり保育推進補助金事業実績報告書に基づ
き、 板教学第 号の で交付決定した補助金の額を下記のとおり確定する。

記

確定金額 ¥ _____